

北海道のリサイクル製品普及のための方策

竹次 豪太¹・古市 徹²・石井 一英³

¹非会員 北海道大学工学部 (〒060-8628 札幌市北区北 13 条西 8 丁目)

E-mail: taketsug@kanri-er.eng.hokudai.ac.jp

²会員 北海道大学大学院工学研究院教授 (〒060-8628 札幌市北区北 13 条西 8 丁目)

E-mail: t-furu@eng.hokudai.ac.jp

³会員 北海道大学大学院工学研究院准教授 (〒060-8628 札幌市北区北 13 条西 8 丁目)

E-mail: k-ishii@eng.hokudai.ac.jp

循環型社会の構築のためにリサイクル製品の普及が求められている。本研究では、北海道のリサイクル製品が普及しない原因を、「北海道のリサイクル製品普及策である北海道リサイクル製品認定制度・グリーン購入制度が、開発製造側、利用側、制度運営側の主体別ニーズを必ずしも反映していないこと」にあると仮定し、その主体別ニーズ分析に基づいて北海道と他府県の取組を比較し、北海道に導入すべき取組を検討した。その結果、①-1)部局間連携により発注側のニーズを反映した製品の認定・開発を行う、①-2)発注側にわかりやすい製品情報を提供すべき、②認定業者を対象に、研究開発や販売促進に対する資金援助を強化すべき、③認定製品の販売促進のためにネットショップを創設すべき、の4つの方策を提案した。

Key Words : *sound material-cycle society, recycled products, authorization system of recycled products in Hokkaido, eco-products*

1. 研究背景と目的

循環型社会の構築が求められている。特に、発生抑制と循環資源の循環的な利用に貢献するものの一つに、リサイクル製品の普及が注目されている。リサイクル製品普及に向けて、全国的にはグリーン購入法により、そして都道府県ではリサイクル製品認定制度などを展開し、取組を進めているところである。北海道（以下、道とも記載する）では、グリーン購入制度を創設し¹⁾、特に道及び道内市町村が率先して環境物品等の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目指してきた。さらに道は、「北海道リサイクル製品認定制度」を創設し²⁾、リサイクル製品の認定を行い、認定製品の率先使用、情報提供・市町村と連携した普及啓発などにより認定製品の需要拡大を図り、利用側にとってリサイクル製品が選択されやすい仕組み作りを行ってきた。

しかし、道内市町村において、グリーン購入を実施すると宣言した自治体の割合は、目標値100%に対し62.8%と未だ低く³⁾、さらに宣言した市町村においても、価格が高い等の理由でリサイクル製品を購入しているとは限らないという現実もあり、グリーン購入制度がうまく機能

しているとはいえない。また、認定されたリサイクル製品（以下、認定製品）の調達実績は必ずしも期待通りではなく、近年では新規認定数も伸び悩んでいる。さらに3年に1度の認定更新を断念する業者も増えており、事業者にとって本制度のメリットは十分であるとは言えない。つまり北海道リサイクル製品認定制度も期待通りに機能しているとは言えない。

これらグリーン購入制度と北海道リサイクル製品認定制度は、環境物品等を購入すべき主体が、価格が多少高くても製品選択しやすいように創設された制度であり、購入すべき団体が率先して認定製品を購入するものと考えられていた。しかし、実際はそのような当初の期待通りに機能していないのは、リサイクル製品の開発製造主体と一般消費者も含む消費者間のニーズに齟齬が生じているのが理由であると考えられる。以上のことから、両者のニーズを把握し、それらを踏まえた方策の検討が必要であると考えた。またその際、他府県において取り組まれているリサイクル製品の普及に関する先進的な取組について参考にするべきと考えた。

そこで本研究は、①ヒアリング調査、文献調査によって得られた情報をもとに、北海道のリサイクル製品の開発・製造側（事業者）、利用側（道、市町村、道民）、制度運営者のニーズ分析を行うこと、②その主体別ニ

ズ分析結果と先進的取組を行っている他府県の取組事例（ヒアリング調査）を踏まえて、北海道のリサイクル製品普及のための方策を提案すること、を目的とする。

2. リサイクル製品普及に向けた北海道の取組と問題構造の整理

(1) 北海道における取り組み

a) 北海道循環型社会形成推進基本計画

北海道では、「北海道循環型社会形成推進基本計画」（平成22年）を策定した⁴。北海道が目指す循環型社会の形成に関する施策は、「3Rの推進」、「廃棄物の適正処理の推進」、「バイオマスの利活用の推進」及び「リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興」の4つの基本事項に基づき展開することを基本的方針と定め、循環型社会の実現に向けた方向性をこの基本事項から概観している。特に「3Rの推進」と「リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興」において、リサイクル製品の普及に向けて個別に再生品利用拡大方針をたて、その中でグリーン購入、リサイクル製品認定制度に力を入れて取り組んできた。

b) 再生品利用拡大方針⁵

出口側の課題である再生品の利用拡大に関しては、リサイクル事業者からは、「一定基準をクリアした製品の行政機関での優先的利用」、「技術開発支援」、「再生品認定制度創設」などの要望が強く、また道民からは「安全・安心に使用できる再生品情報」など情報提供に関する要望が多くなっている。道においては、リサイクル事業者及び利用者が抱えるこれらの課題や要望等を踏まえて、より一層の再生品利用拡大に向けた取組を各主体と連携を図りながら進めていく必要がある。以上の背景からこの方針は、再生品のより一層の利用拡大を図ることを目的として策定された。この方針は特に、北海道リサイクル製品認定制度・ブランド制度の導入や、グリーン購入制度の促進に向けたものとなっている。

c) 北海道のグリーン購入制度

道では、さまざまな環境に配慮した取組を進める中で、環境管理システム等による環境配慮型製品の優先的購入を行ってきたが、グリーン購入法の趣旨も踏まえ、平成13年に「北海道グリーン購入基本方針」⁶を策定した。

この基本方針に基づいて、毎年度、重点的に調達を推進する環境物品等の種類（特定調達品目）、物品等の調達に係る判断基準、調達目標及び調達手続等を「環境物品等調達方針」として定め、これに沿ってグリーン購入を実施している。対象は道のすべての機関とされているが、自治体が率先して実施することとなっている。

d) 北海道リサイクル製品認定制度⁷

一定の基準を満たすリサイクル製品を道が認定し、そ

の利用を促進することにより、循環資源（廃棄物等のうち、再生利用などの循環的な利用が可能なもの及びその可能性があるものをいう）の適正な循環的な利用及び廃棄物の減量化を促進し、もって道内におけるリサイクル産業を振興し、循環型社会の形成に寄与することを目的としている。

期待される効果としては次が挙げられる。

- ・環境ラベル（道認定マーク）利用による安全、安心な再生品の情報提供
- ・行政の率先利用、道民・民間利用促進、需要増加
- ・再生品利用のPR、普及啓発
- ・再生品生産意欲向上、生産への参入促進
- ・道内廃棄物の最終処分量の減量化、適正な循環的利用の促進など

そして、認定にあたっては、品質規格、環境安全性の基準のほか、製品普及による効果や環境負荷低減への配慮などが考慮されている。認定製品に関しては、道民や事業者に対し積極的に情報発信が行われる。また、道においてもグリーン購入の取組の中で、優先的な使用に配慮する。

対象製品・認定基準は、道内で発生した循環資源を利用し道内で製造された製品であり、製品の普及により道内循環資源の適正な利用及び廃棄物減量化の促進に具体的な効果が期待される製品、そして、品質、環境安全性への配慮、循環資源配合率に関する基準に適合する製品などである。

さらに、北海道では北海道リサイクルブランド認定制度を創設し、北海道らしい優れた製品を認定し、製品だけでなく、取組自体を道内外へPRしていくことを念頭に置いて取り組んでいる。

e) 循環資源利用促進税事業

道では、環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な循環型社会の早期実現を図るために、産業廃棄物の排出抑制及び循環資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理に係る施策に要する経費に充てることを目的として、循環資源利用促進税⁸を目的税としている。

税金の用途としては、①循環資源利用促進施設設備整備費補助金（設備補助金）、②リサイクル産業創出事業費補助事業、③リサイクル技術研究開発補助事業である。

(2) 北海道のリサイクル製品普及における問題構造の把握

①北海道リサイクル製品認定制度において認定されたリサイクル製品の調達実績は必ずしも期待通りではない。

道庁へのヒアリング調査によると、リサイクル製品を率先して使ってもらおうようPRする側である行政自身でさえも胸を張って「使っている」と言えない状況であっ

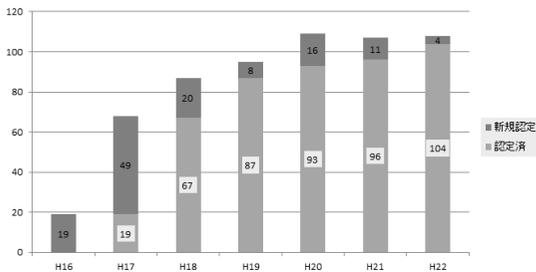


図-1 リサイクル製品認定数等の推移

た⁷⁾。平成21年度特定調達品目調達実績とりまとめ⁸⁾（北海道認定リサイクル製品分）によると、104製品中、販売実績のある製品は37製品あった。

②新規認定数が減りつつあり、さらに3年に1度の認定更新を断念する業者が増えている。

図-1より、ここ数年新規認定数が伸び悩んでいることがわかる。また認定製品のメリットを感じられず3年に1回の継続申請を断念してしまう事業者がH20年から現れ、H22年までに17の事業者が継続申請を断念していた。継続を断念する理由としては、「当初思っていたものと違う」、「申請の際の新たな審査にお金がかかる」などが多いとのことであった⁷⁾。

以上のことから、事業者にとって本制度が必ずしもメリットと感じられていないことがわかる。また、北海道リサイクルブランド認定制度に関しては、認定数は未だ3製品であり、制度導入の趣旨である取組自体のPR、道内外への更なるPRという点でも課題が残る。

③グリーン購入制度に関して、道内市町村においても、グリーン購入を実施すると宣言した自治体の割合は、平成20年度現在、「北海道循環型社会推進基本計画：市町村の環境に配慮した取組の推進に関する目標値と現状値」³⁾によると、目標値100%に対し62.8%（113市町村）と低い。

④実施すると宣言した市町村においても、「グリーン購入関連製品は価格が高い」、「グリーン購入関連製品は要求されている規格に合わない」、「課部局ごとに調達が行われているため、一括したグリーン購入ができない」「組織としてのグリーン購入に対する意識が低い」、「人的余裕がない、担当者の負担増」等の理由でリサイクル製品を購入しているとは限らない^{9,10)}。

以上より、リサイクル製品普及に向けた2つの制度が、当初期待した通りに機能していないことが伺われる。つまり、現状の制度は、リサイクル製品の開発・製造側と利用側のニーズを必ずしも反映したものではないと考えられる。すなわち、改めて両者のニーズを把握し、制度設計を行う必要がある。

3. 主体別ニーズ分析

(1) 調査対象と調査方法

a) 開発・製造側（以下、事業者とする）

道により認定された代表的な5つの認定製品製造業者を対象に、電話によるヒアリングを行い、一定のフォーマットを提示し、後日電子メールにより文書として回答を得た。

b) 利用側

①北海道

北海道環境生活課環境局へのヒアリングを中心に行った。

②道内市町村・道民

道内市町村と道民については、すでに調査が行われていることから、調査報告書（北海道庁：H16グリーン購入取組実態調査⁹⁾、環境省：H21年度地方公共団体のグリーン購入に関するアンケート調査結果について¹⁰⁾、北海道循環型社会推進基本計画：H21循環型社会の推進に関する道民の意識調査⁹⁾）を参考にすることとした。

c) 制度運営者

北海道環境生活課環境局に対して、制度運営の立場からもヒアリングを行った。

(2) 主体別ニーズ分析の結果

a) ニーズ分析の視点について

まず、平成22年現在認定製品117製品中46製品と一番多いこと、さらに公共工事にて大量に使用される性質を持つことから、使われるべき製品として緊急度の高いものと判断されたことから、公共資材に着目した。なお、公共資材とは公共工事に関する土木・建築資材のことをいう。

次に補助金に注目した。これは、道庁ヒアリングにより、循環資源利用促進税の利用拡大可能性や、リサイクル製品が購入されない主な原因はリサイクル製品が割高なのが原因であると考えられたからである。

さらに、その製品自体の情報が消費者に届いていないといけない。そういった理由で情報発信についても着目した。

b) 公共資材について

図-2に、ヒアリング結果を整理することにより得られた公共資材に関する主体別ニーズを示す。なお、北海道と道内市町村をまとめて行政と記載した。

①事業者から行政へのニーズ（以下事業者→行政と記載）：認定製品を出来る限り利用して欲しい。

②行政→制度運営者：認定製品を選択しやすい商品説明（ヴァージン製品との価格比較、利用実績等）をして欲しい。

③行政→事業者と制度運営者：利用側のニーズに合った製品の開発と認定（価格・量・質）をして欲しい。

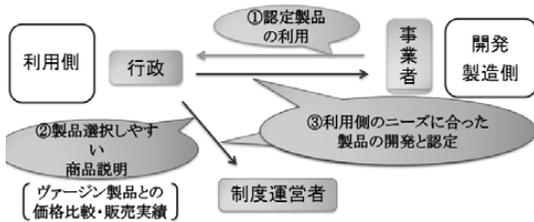


図-2 公共資材に関する主体別ニーズ分析の結果

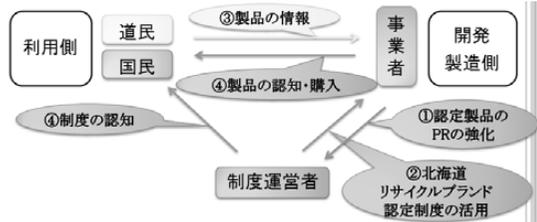


図-4 情報発信に関する主体別ニーズ分析の結果

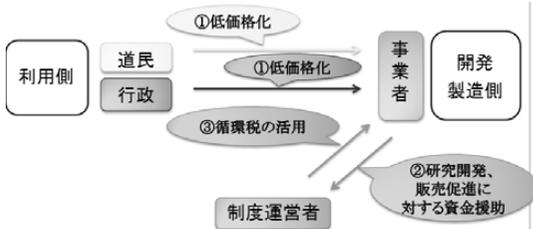


図-3 補助金に関する主体別ニーズ分析の結果

以上より、「公共資材について利用側が認定製品を選択しやすくなるような情報の共有」が重要であることがわかった。

c) 補助金について

図-3に補助金に関して、ヒアリング結果から得られた主体別ニーズを示す。

- ①道民と行政→事業者：リサイクル製品の低価格化を実現して欲しい。
- ②事業者→制度運営者：研究開発・販売促進に対する資金援助などリサイクル製品の低価格化につながる支援が欲しい。
- ③制度運営者→事業者：循環資源利用促進税を用いた補助事業を有効活用して欲しい。

以上より、「研究開発と販売促進に対する資金援助の強化」が重要であることがわかった。

d) 情報発信について

図-4に、情報発信に関する主体別ニーズを示す。

- ①事業者→制度運営者：認定製品のPRの強化をして欲しい。
- ②制度運営者→事業者：全国への発信につながる「北海道リサイクルブランド認定制度」の活用をして欲しい。
- ③道民→事業者：リサイクル製品の情報が欲しい。
- ④事業者→道民：リサイクル製品の認知し、できるだけ購入して欲しい。

以上より、「取組自体のPRと認定製品のPRの強化」が重要であることが示された。

e) 主体別ニーズ分析のまとめ

以上より、北海道のリサイクル製品の普及のためには、

- ①公共資材について利用側が認定製品を選択しやすくなるような情報の共有
- ②研究開発と販売促進に対する資金援助の強化
- ③取組自体のPRと認定製品のPRの強化の3点が特に重要であることがわかった。

4. 北海道と他府県との比較による導入すべき施策の検討

(1) 調査対象と調査方法

まず、4.で明らかにしたニーズ分析結果に基づいて、他府県のリサイクル製品認定制度を中心に、HP等の関係資料調査を行った。その中で特に先進的な取組を行っている5自治体(①公共資材については愛知県・沖縄県、②補助金については岩手県・山形県、③情報発信については大阪府)にヒアリング調査(電話によりヒアリング後、一定のフォーマットを提示し、後日文書にて回答してもらった)を行い、北海道の取組と比較し、導入すべき施策を検討し、表-1のように結果をまとめた。

表-1 北海道と他府県の取組の比較

	北海道	他府県
① 公共資材	1) 部局発注部局と運営部局とが異なる。 →実際の発注者のニーズが認定審査に反映されていない。 2) 公共資材の認定製品の情報提供 パンフレット：個々の情報のみ →比較が困難で選びづらい	愛知、沖縄：1) 部局発注部局で認定制度を運営 →発注側のニーズが反映されやすい 2) 公共資材の認定製品の情報提供 資材をバーゲン材と価格・実績を比較してグルーピング →選びやすい
② 補助金	循環資源利用促進税事業 1) 研究開発や2) 販売促進について補助額拡大予定	岩手：リサイクル製品の研究開発・販売促進補助の際、認定業者またはその予定業者の場合、補助額UP 山形：認定業者またはその予定業者を対象とした販売促進に向けた補助金
③ 情報発信	北海道リサイクルブランド認定制度：北海道らしい優れた製品を認定し、取組自体を道内外へPRしていく趣旨 しかし、認定は3製品 道内外へのさらなるPRが課題	大阪府：なにわエコ良品ショップ認定製品をネットショップ(全国発信)にて販売 →ショップ創設により、取組自体のPRと認定製品のPRに貢献

(2) 公共資材について

a) 北海道の取組の特徴

- ・認定部局と発注部局の関係

道では発注部局とリサイクル製品認定制度の運営部局とが異なっており、実際の発注者のニーズが認定審査に反映されづらい。

- ・公共資材の認定製品の情報提供

パンフレットにおける情報について、平成 22 年度に、パンフレットの製品情報の充実化（価格、規格、品質、実績等）が図られた。しかしながら、発注側の立場からすると、バージン材とリサイクル製品の比較が重要であり、その点で、情報提供は十分であるとは言えない。

b) 愛知県¹⁰・沖縄県¹²の取組

愛知県では愛知県リサイクル資材評価認定制度（あいくる）を、沖縄県では沖縄県リサイクル製品認定制度と沖縄県リサイクル資材評価認定制度（ゆいくる）を創設している。リサイクル資材認定制度の特徴としてはまず、製品の種類が公共工事に關する土木・建築資材に絞られていることが挙げられる。また、注目すべき点として、リサイクル製品認定制度の場合、運営部局は環境部局が主だが、①発注部局（愛知県は建設部局、沖縄県は土木建築部）で運営することで、発注側のニーズの反映がしやすい仕組みとなっていることである。②資材をバージン材と価格・実績等を比較してグルーピングすることで、リサイクル資材の選択しやすい情報提供を行っていることが挙げられた。

また、愛知県の製品認定数は平成 22 年 12 月現在 1,471 製品と全国で一番多く、調達実績も他府県に比べよいものとなっている。

以上より、下記の点について北海道で取組可能か検討すべきである。

- 1) 公共資材の発注部局である土木部局との連携
- 2) バージン材と価格・実績等を比較できるような情報提供

(3) 研究開発と販売促進に対する資金援助

a) 北海道の取組

循環資源利用促進税事業について、補助額が少ない、使いづらいなどの理由からこれまであまり利用が進んでいなかったのを受けて、H22 年度以降、1) 研究開発、2) 販売促進についても補助額拡大する可能性があるとの意向を伺った。

b) 岩手県¹³・山形県¹⁴の取組

岩手県では、岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業の中で、環境産業育成支援事業で、商品力強化又は販売促進の取組みを行なう事業に対する支援を行っている。その補助額において、認定業者又はその予定業者となることで補助額が上がる仕組みとなっている¹³。

山形県では、山形県リサイクル認定製品の販売促進に係る経費を対象とした支援を行っていた。内容としては、製品特性やマーケティングなどの調査を実施するとともに、これらをもとに販売方法や製品の改善点の提案を行う等である¹⁴。

どちらにも共通しているのは、認定業者にメリットを持たせて補助支援をすることで、事業者のリサイクル事業へのインセンティブを高めているところである。

以上より、下記の点について北海道で取組可能か検討すべきである。

- 1) 研究開発や販売促進について補助額拡大を示唆している道の事業を積極的に活用すべきであり、かつ、その際、認定業者となることへのメリットを付すべき

(4) 取組自体と認定製品の PR 強化

a) 北海道の取組

北海道では北海道リサイクルブランド認定制度を創設し、北海道らしい優れた製品を認定し、製品だけでなく、取組自体を道内外へ PR していくことを念頭に置いて取り組んでいる。しかし、認定数は未だ 3 製品であり、取組自体の PR、道内外への更なる PR という点でも課題が残るというのが現状である。

b) 大阪府の取組¹⁵

大阪府では、スーパーなど身近な店舗で購入できる大阪府リサイクル認定製品（以下「なにわエコ良品」という。）はまだまだ少なく、商品を購入するまでに手間がかかることを府民の間に普及するのを妨げる要因と考え、平成 22 年 4 月から、府民が「なにわエコ良品」を手軽に購入できるようにすることを目的として、なにわエコ良品ショップを創設した。ショップ創設による実績、効果については、販売状況を見るとトイレトペーパーが若干売れてはいるが、商業ベースに乗るのはまだ時間がかかるよう。しかし、広告効果でみるとタイルブロックや路盤材などについても徐々に問い合わせが増えており、さらに「なにわエコ良品」の展示の充実にも取り組んだ結果（2 ヶ月に 1 回程度の頻度で展示を実施）、ショップ創設との相乗効果で「なにわエコ良品」とショップの認知度の向上に大きく貢献している。

このように、大阪府では、なにわエコ良品ショップにより認定製品をネットショップ（全国発信）にて販売することで、まだ始めて間もない取組であるがこの段階にして、府民に広くリサイクル製品を浸透させ、かつ「取組（ショップ）自体や、認定製品の PR に貢献している」ということがわかった。

以上より、下記の点について北海道で取組可能か検討すべきである。

- 1) 取組自体の PR、道内外への更なる PR という点でも課題が残る北海道リサイクル製品認定制度に、認定製

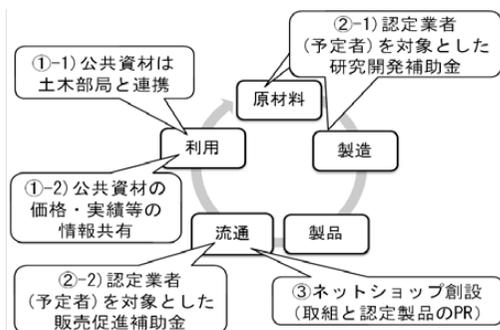


図-5 北海道のリサイクル製品普及のための方策の提案

品をネットショップで販売する制度を導入すべき。

6. 北海道のリサイクル製品普及のための方策

主体別ニーズ分析と、道と他府県の取組の比較に基づいて、図-5に示すように下記の4点を提案する。

- ①-1) 北海道では、公共資材の認定製品の優先的利用に関して、発注側の土木部局との連携が不足していた。部局間連携により発注側のニーズを反映した製品の認定・開発を行うべきである。
- ①-2) 認定製品がより発注側に選択されやすいような製品情報（ヴァージン製品との価格比較、販売実績等）を行うべきである。
- ②) リサイクル製品低価格化のために、認定業者（またはその予定業者）を対象に、1) 研究開発、2) 販売促進に対する資金援助を強化すべきである（循環資源利用促進税の活用）。
- ③) 取組自体のPRと認定製品のPRおよび販売促進のためにネットショップを創設すべき。特に北海道ブランドの全国へのPRを強化すべきである。

7. 結論

- (1) 北海道リサイクル製品認定制度・グリーン購入制度に着目して、関連主体別のニーズを明らかにした。
- (2) 主体別ニーズ分析と、他府県の取組との比較に基づいて、
 - ① 公共資材に関する部局間連携と利用側にとって認定製品を選択しやすい情報の提供
 - ② 研究開発・販売促進に対する資金援助の強化
 - ③ 取組自体のPRと認定製品のPRの強化
 の観点から、北海道のリサイクル製品普及のための方策を提案した。

今回は公共資材について、公共工事に限定して提案したが、運営部局と土木部局との連携と同様に運営部局と他部局との連携も必要不可欠である。今後他部局の使用頻度の多い製品が増えればなおさら他部局との連携を視野に入れた体制づくりも検討すべきである。

〈謝辞〉

ヒアリング等にご協力頂きました道府県、及びリサイクル製品製造業者の皆様には感謝申し上げます。

参考文献

- 1) 北海道：北海道のグリーン購入制度
http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/recycle_2/green/greentop.htm
- 2) 北海道：北海道リサイクル製品認定制度
http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/recycle_2/ninteiseid
- 3) 北海道：北海道循環型社会形成推進基本計画
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/kikaku/junkan-keikaku.htm>
- 4) 北海道：北海道循環型社会形成の推進に関する条例
http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/top_page/junkanjourei.htm
- 5) 北海道：再生利用拡大方針
http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/recycle_2/green/greentop.htm
- 6) 北海道：循環資源利用促進税事業について
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/junkanzei/index.htm>
- 7) 北海道庁ヒアリング調査
- 8) 北海道：平成21年度特定調達品目調達実績とりまとめ表
http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/green/H21_green_recycleseihin.pdf
- 9) 北海道：H16年度グリーン購入取組実態調査
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/junkanzei/index.htm>
- 10) 環境省：平成21年度地方公共団体のグリーン購入に関するアンケート調査結果について
<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=12656>
- 11) 愛知県ヒアリング調査
- 12) 沖縄県ヒアリング調査
- 13) 岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業について
<http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?nd=2650&of=1&ik=1&pn=50&pn=2648&pn=2650&cd=29194>
- 14) 山形県リサイクル認定製品の販売促進支援について
<http://pref.yamagata.jp/ou/seikatsukankyo/050010/tp-nintei/hansokushien.html>
- 15) 大阪府ヒアリング調査

(2011.8.8 受付)

Proposal of Measures for the Popularization of Recycled Products in Hokkaido

Gouta Taketsugu, Toru Furuichi, Kazuei Isii

The popularization of recycled products is required for achieving sound material-cycle society. This study assumed that one of reasons why recycled products are not popularized would be that needs of consumers for recycled products are not reflected in "institutions for the authorization system of recycled products and for green purchase", which are major policy in Hokkaido. Therefore, this study conducted needs analysis for each sector such as manufacturers, users including administrators and citizens, and the department in Hokkaido which is charge with promotion of recycling. As a result, the followings were proposed by this study to promote recycling in Hokkaido; 1-1) promoting authorization and development of recycled products meeting with needs for public projects by cooperation among sectors, 1-2) improving a way to introduce recycled products so that users can select one more easily, 2) support to promotion of recycled products, and 3) establishment of an internet store to appeal the policies and promote recycled products.